

# 平成30年度 花巻市立湯口中学校「いじめ防止基本方針」

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命及び心身に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校ではすべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他の問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは、一定の人間関係にある生徒同士の間で行われるため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 4 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように保護者や関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともにいじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## II いじめの未然防止のための取組

### 1 教職員による指導について

- (1) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (2) 保護者や地域住民、関係機関との連携を図り、いじめの防止について生徒が自主的・主体的に行う活動に対して支援を行う。
- (3) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳や学級活動などの時間を利用し、「いじめ防止キャンペーン」を展開する。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- (1) いじめの防止等を効率的に行うため、以下の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- (2) <構成員> 校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 養護教諭  
学年長 スクールカウンセラー
- (3) <活動> 週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

## 3 教職員研修

- (1) いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、職員の資質の向上に努める。
- (2) いじめの問題に関わる校内研修会 年1回（QU検査に係る校内研修会）
- (3) 学期反省による自己診断 年2回（7月・12月）

## Ⅲ いじめの早期発見の在り方

- (1) いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査等、必要な措置を実施する。  
生徒は定期的に「セルフチェック」を行い、自分の生活を振り返る。  
保護者に、生徒の家庭生活に関するアンケート「見守りシート」を依頼し、情報の収集と支援に努める。  
いじめ調査のうち1回は6月1日（花巻市いじめ防止を考える日）に行う。  
生徒会では「I Love People」キャンペーンを行う。
- (2) いじめの調査実施後、面談を速やかに実施する。
- (3) 生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を図る。

## Ⅳ いじめに対する措置

### 1 いじめに対する学校としての措置

- (1) いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実関係の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒などが安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

- (4) いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 2 ネットいじめへの対応

- (1) インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえ、効果的な対処ができるために必要な啓発活動として、外部講師を招き携帯電話やインターネット等の情報モラル教育について、生徒や保護者とともに学習する。
- (2) ネット上のいじめは、学校内だけでは解決できないこともあるため、必要に応じて警察などの関係機関と連携して対処する。

## V 重大事態への対処

生命や心身、財産に重大な被害が生じる疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- 1 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 2 教育委員会との協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 3 上記組織を中心として、当該関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## VI 学校評価

いじめを隠蔽せず、実態把握及び措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に事項の取組を評価する。

| 項目 | 内 容                  | 評価 |
|----|----------------------|----|
| 1  | いじめの未然防止に関する取組を行ったか。 |    |
| 2  | いじめの早期発見に関する取組を行ったか。 |    |